

令和5年8月23日
原村長 牛山 貴広

指 名 停 止 に つ い て

原村の発注する建設工事等の競争入札に係る指名を下記のとおり停止することとしたのでお知らせします。

記

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名：西武建設株式会社

住 所：埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

2 指名停止の理由

対象会社は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、同申請により得た結果を公共工事の発注者に提出した。このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日付けで国土交通省関東地方整備局から営業停止処分を受けた。

このことは、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められる。
(原村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領 別表第2第5号に該当)

3 指名停止の期間

令和5年8月23日から

令和5年9月22日まで（1か月間）